

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 健康推進室 健康づくり課	府有財産の賃貸借契約に伴う貸付状況について、公有財産台帳に更新登録を行っていないものがあつた。 施設名：大阪がん循環器病予防センター						検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。	是正を求められた事項について、公有財産台帳管理システムにて貸付内容の更新登録を行った。 今後は、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行う。
	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間（※）		
	建物	5142.32㎡	非営利	大阪がん循環器病予防検診センター	免除	H31.4.1 ～ R4.3.31		
	建物	66.25㎡	非営利	公益財団法人大阪府保健医療財団本部	誤) 982,360円 正) 987,760円	H31.4.1 ～ R4.3.31		
土地	2178.51㎡	非営利	大阪がん循環器病予防検診センター用地	免除	H31.4.1 ～ R4.3.31			
(※) 公有財産台帳では貸付期間が、「H27.4.1～H31.3.31」のまま放置されていた。						【大阪府公有財産規則】 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があつたときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）